4　指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びこれを収集した目的について周知させる。

5　郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

6　統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。同事務局は、全ての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条　技術的中立

1　この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

2　郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3　郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章　一般原則及び業務の質

第十条　一般原則

1　ネットワークを通じた利用の容易さ及び金融包摂

1.1　郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務の利用の容易さを確保するため、並びに合理的な価格の下における幅広い郵便送金業務の利用の容易さ及び利用を確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

1.2　全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。

2　資金の分離

2.1　利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。

2.2　指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

3　郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

3.1　郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡す。

4　拒否の不可能性

4.1　電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

4.2　電子的手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかんを問わず、技術的手段により確保する。

5　郵便送金指図の実施

5.1　指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。

5.2　指定された事業体のネットワークにおいて、双方の加盟国が同じ通貨を使用する場合には、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。双方の加盟国が異なる通貨を使用する場合には、当該金額については、振出時又は払渡時に設定されている為替の換算率に基づいて換算する。

5.3　現金での受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としない。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し、内払金を支払うこと、定期的な決済を行うこと、決済用口座に入金すること又は集中清算決済制度を通じて決済を行うことに係る義務を履行していることを条件として行われる。

5.4　払渡側の指定された事業体による受取人の口座への入金に先立ち、振出側の指定された事業体は、相当額を差出人から受領する必要がある。当該振出側の指定された事業体は、払渡側の指定された事業体に当該相当額を提供する。当該相当額については、振出側の指定された事業体の決済用口座から又は集中清算決済制度を通じて支払うことができる。

6　料金の設定

6.1　振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。

6.2　6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7　料金の免除

7.1　捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用する。

8　払渡側の指定された事業体に対する手数料

8.1　払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

9　指定された事業体の間における決済の頻度

9.1　差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとすることができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。

10　利用者への情報提供の義務

10.1　利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。

郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を果たす条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所

10.2　10.1に規定する情報は、無償で提供される。

第十一条　業務の質

1　指定された事業体は、団体商標によって郵便送金業務を特定することを決定することができる。

2　郵便業務理事会は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。

3　指定された事業体は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。

第三章　電子データの交換に関する原則

第十二条　相互運用性

1　ネットワーク

1.1　指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（ＥＤＩ）のシステム又はこの約定に従って郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。

第十三条　電子的な交換の安全性の確保

1　指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。

2　データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならない。

3　指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。